

令和4年第11回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和4年11月10日(木) 午後1時30分

2 閉会 令和4年11月10日(木) 午後2時46分

3 場所 総合福祉センター3階 大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 15人

1番 渡邊 豊	2番 定井 正雄(会長)
3番 林 眞理(農政担当)	4番 國府 直幸
5番 若林 勤	6番 小原 弘
7番 小西 忍	8番 河田 直樹
9番 阿部 英志	10番 渡邊 則文
11番 能登谷 和正(会長代理)	12番 仮谷 昌典
13番 中田 省吾	14番 犬飼 正己
15番 秋山 陽太郎(農地担当)	

5 出席した農地利用最適化推進委員

石尾 弘	武田 英雄	前田 操	池上 次男	小西 安彦
竹内 功次	長代 悦和	東 茂	友野 伸樹	

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 小川 正義	次長 岡中 芳浩	主査 萬成 教雄	主任 新谷 紗季子
----------	----------	----------	-----------

7 議事録署名委員

3番委員 4番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第44号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第45号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第46号 農用地利用集積計画について

報告第34号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第35号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第36号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

(会長) それでは、只今より令和4年第11回総社市農業委員会総会を開会いたします。只今の出席は、農業委員が15名。そして農地利用最適化推進委員が9名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

(会長) 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、3番委員、4番委員を指名いたします。

(会長) 次に、日程第2 会期の決定を行います。本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

(会長) 次に日程第3 付議事件の審議に入ります。それでは、農地担当の秋山委員、審議をよろしくお願いいたします。

【議案第44号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当) それでは付議事件の審議に入ります。議案第44号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について、を議題といたします。事務局お願いします。

(主査) 【議案第44号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号23番】

(農地担当) それでは23番、下林の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(14番委員) 渡人は既に家を処分されて市外へ転出されております。農業の後継者もいないため、昔から農地を管理している受人をお願いすることになりました。受人は近所の評判もよく、野菜を中心に増反を希望されております。周辺地域との関係についても何も問題はないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。23番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、23番は許可されました。

【受付番号24番】

(農地担当) それでは24番、秦の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(12番委員) 申請地は、野菜を植えられていて綺麗に管理をされているところで、墓地を造成された後の残地になるところです。地元といたしましては、問題はないと思いますのでよろしくお願いします。

(農地担当) 受人が地区外ですので地元委員の意見をお願いいたします。

(13番委員) 稲作と畑で野菜を植えられている方です。農機具も一式所有している方でして、ここにミカンを植える予定ということでよろしくお願いします。

(農地担当) 池上推進委員何か補足がありましたらお願いいたします。

(池上委員) 特に問題はないと考えておりますので、よろしくお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。24番を許可することにご異議ありませんか。

- (委員) 異議なし。
(農地担当) 異議なしと認め、24番は許可されました。

【受付番号25番】

- (農地担当) それでは25番、山田の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。
(7番委員) 渡人の方は、ご主人を亡くされて、現在の農地を相続されています。この農地は以前から耕作をされてなく、雑草地のような状態です。渡人は、ご高齢のため農地の耕作はできないと言われていました。そこで受人が今回この土地にみかんを植えるという案件です。受人は、今回申請された周りの農地も以前に譲り受けて所有されていますので、地元としては特に問題はないと思います。ご審議よろしくをお願いします。
(農地担当) 東推進委員、補足はありますか。
(東委員) 地元としては問題ないと考えておりますのでよろしくをお願いします。
(農地担当) 受人は、いくつかの地区を耕作されております。それぞれの地区において確認いただいておりますので発表をお願いします。
(15番委員) 真壁にも農地を所有されております。3畝ほどを畑作されております。以上です。
(農地担当) 次の久代の営農状況についてお願いします。
(1番委員) 久代に5筆お持ちですが、すべて不作付地になっています。でも、年に2、3回は草を刈ったりして、近隣に迷惑はかけていない状態で管理されています。以上です。
(農地担当) 竹内推進員、補足はありますか。
(竹内委員) 1番委員の説明のとおりです。付け加えることは、ありません。
(農地担当) 次の新本の営農状況についてお願いします。
(10番委員) 水稻を栽培されています。水稻関係の機械類は整備されており、奥さんや息子さんが農業に従事しているということです。
(農地担当) 長代推進員、補足はありますか。
(長代委員) 10番委員の説明のとおりです。付け加えることは、ありません。
(農地担当) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
(委員) なし。
(農地担当) それでは採決いたします。25番を許可することにご異議ありませんか。
(委員) 異議なし。
(農地担当) 異議なしと認め、25番は許可されました。

【受付番号26番】

- (農地担当) それでは26番, 黒尾の件につきまして, 地元委員の説明をお願いいたします。
- (3番委員) この案件は, 社会福祉法人がサツマイモやタマネギの栽培を通して, 入園者の介護のりハビリや保育園児の農業体験を行おうとするため, 農地を取得したいという案件でございます。通常でしたら, 農地法3条の許可要件で全部を効率的に使うとか下限面積, あるいは農業生産法人以外の一般法人による農地の取得など, 非常に強い規制の壁がありますが, 社会福祉法人の場合, 例外規定がありまして, 3条の規制は全て適用除外という形になっており, 法的には取得が可能となっております。周辺の農地に支障があるかどうかについては石尾推進委員が調査していますのでよろしくをお願いします。
- (農地担当) 石尾推進委員の説明をお願いいたします。
- (石尾委員) 現在は不作地となっております, 今後は更地にして畑として, 職員が管理して野菜を作るものでした。意見として, 南西に農地がありますが, 水利については, 問題ないと思います。以上, ご審議よろしくをお願いします。
- (農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。26番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め, 26番は許可されました。

【議案第45号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

- (農地担当) 続きまして議案第45号, 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について, を議題といたします。それでは, 事務局より説明をお願いいたします。
- (主査) 【議案第45号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号88番】

- (農地担当) それでは88番, 岡谷の件につきまして, 現地調査の報告をお願いいたします。
- (5番委員) 11月7日に, 私と4番委員, 武田委員, 前田委員, 事務局1名の計5名で現地調査をさせていただきました。周辺の状況ですが, 東が道路, 西が田, 南が宅地, 北が宅地です。転用した場合の農地の影響はないと思います。以上でございます。

- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (9番委員) 申請地は、宅地化が進んだ区域となっており、問題ないと思います。詳細な内容については、友野推進委員からお願いします。
- (農地担当) それでは、友野委員からの説明をお願いいたします。
- (友野委員) 営農の状況への影響ですが、用水は支障ないです。排水、日照通風、土砂の流出等の営農状況の支障については、被害防除計画、現地調査の結果、いずれも問題ないものと判断しました。審議をよろしくお願いします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。88番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、88番は許可されました。

【受付番号90番】

- (農地担当) 続きまして90番、窪木の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。
- (5番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が宅地、南が道路、北が宅地です。転用した場合の農地の影響はないと思われます。以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (4番委員) この件については、前田推進委員から説明をお願いします。
- (農地担当) それでは、前田委員をお願いいたします。
- (前田委員) 営農条件への影響ですが、用水については問題ないです。排水については柵を設置し既存の排水路へ接続をします。生活雑排水は、合併浄化槽にて処理し、既存水路に放流します。日照通風は問題ないです。境界部分については、ブロック擁壁を設置し、隣接地に流出しないようにします。いずれも特に問題ないと思いますので審議をよろしくお願いします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。90番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、90番は許可されました。

【受付番号91番】

(農地担当) 続きまして91番、井手の件ですが、現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が田、南が田、北が道路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(15番委員) この申請地周辺は、毎月宅地開発の申請が提出されており、市街化が進んでいるところ
です。日照通風や排水など、地元としては問題ないと考えております。ご審議をお願い
いたします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、市街化区域に近接し、市街化が見込まれる区域内にあるおおむね10
ヘクタール未満の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。91番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、91番は許可されました。

【受付番号92番】

(農地担当) 続きまして92番、井手の件ですが、現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が田、南が田、北が宅地です。転用した場合の周辺農地
の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(15番委員) この案件ですが、こちら宅地開発が進んでおり市街化しているところです。南側に農
地がありますが、自作地という事で地元としては問題ないと考えております。ご審議をお
願いいたします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、市街化区域に近接し、市街化が見込まれる区域内にあるおおむね10

ヘクタール未満の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。92番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、92番は許可されました。

【受付番号93番】

(農地担当) 続きまして93番、井手の件ですが、現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(15番委員) この申請地ですが、91番の案件と道を挟んで向かい側にある場所です。周りは宅地化が進んでいる場所ですので、地元としては問題ないと考えております。ご審議をお願いいたします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、市街化区域に近接し、市街化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。93番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、93番は許可されました。

【受付番号94番】

(農地担当) 続きまして94番、井手の件ですが、現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が宅地、南が宅地、北が田です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(15番委員) この案件ですが、市街化が進んでいるところです。北側に田が残りますが、日照通風や排水などの支障はありませんので、地元としては問題ないと考えております。ご審議をお

願いいたします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、市街化区域に近接し、市街化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。94番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、94番は許可されました。

【受付番号95番】

(農地担当) 続きまして95番、窪木の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が田、南が田、北が道路です。転用した場合の農地の影響はないと思われます。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員) 申請地は、2、3年前から宅地化が進んでいるところです。詳細は前田委員から説明します。

(農地担当) それでは、前田委員をお願いいたします。

(前田委員) 営農条件への影響ですが、用水については問題ないです。排水については柵を設置し既存の排水路へ接続をします。生活雑排水は、合併浄化槽にて処理し、既存水路に放流します。日照通風は問題ないです。境界部分については、ブロック擁壁を設置し、隣接地に流出しないようにします。いずれも問題ないと判断しました。ご審議をよろしく願います。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。95番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、95番は許可されました。

【受付番号96番】

- (農地担当) 続きまして96番、窪木の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。
- (5番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が宅地、南が宅地、北が道路です。転用した場合の農地の影響はないと思われます。以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (4番委員) 申請地は、95番の案件の西隣になります。詳細は前田委員から説明します。
- (農地担当) それでは、前田委員をお願いいたします。
- (前田委員) 営農条件への影響ですが、用水については問題ないです。排水については柵を設置し既存の排水路へ接続をします。生活雑排水は、合併浄化槽にて処理し、既存水路に放流します。日照通風は問題ないです。境界部分については、ブロック擁壁を設置し、隣接地に流出しないようにします。いずれも問題ないと判断しました。ご審議をよろしく願います。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。96番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、96番は許可されました。

【受付番号99番】

- (農地担当) 続きまして99番、黒尾の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。
- (5番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が雑種地、南が宅地、北が道路です。転用した場合の周辺への影響はないと思います。以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (3番委員) この案件は、親の近くに家を建てれば将来、何かと都合が良いということで、転用申請に至った次第でありまして、特段問題ないと考えております。詳しくは石尾推進委員からお願いしたいと思います。
- (農地担当) それでは、石尾委員からお願いします。
- (石尾委員) 営農条件への影響ですが、用水については問題ないです。排水については柵を設置し既存の排水路へ接続をします。生活雑排水は、合併浄化槽にて処理し、既存水路に放流しま

す。日照通風は問題ないです。境界部分については、ブロック擁壁を設置し、隣接地に流出しないようにします。いずれも問題ないと判断しました。ご審議をよろしく申し上げます。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。99番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、99番は許可されました。

【受付番号100番】

(農地担当) 続きまして100番、井手の件ですが、現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が田、南が宅地、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(15番委員) この案件ですが、近年小規模な都市化が進んでいる場所になります。転用しても用水、排水の問題はないので、地元としては問題ないと考えております。ご審議をお願いいたします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、市街化区域に近接し、市街化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。100番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、100番は許可されました。

【受付番号89番】

(農地担当) 続きまして89番、宿の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

- (5番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が田、南が田、北が道路です。転用した場合の周辺への影響はないと思います。以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (9番委員) 申請人の家の進入路が2mほどで、狭いのでさらに2m追加したいということで申請がありました。営農条件への影響ですが、雨水排水については問題ないです。排水については沈殿柵を設置し既存の排水路へ接続をします。特に問題となることはないと判断しました。ご審議をよろしく申し上げます。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。89番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、89番は許可されました。

【受付番号97番】

- (農地担当) 続きまして97番、上原の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。
- (5番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が田、南が田、北が宅地です。転用した場合の周辺への影響はないと思います。以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (11番委員) この案件ですけど、8月の総会で一旦承認をいただいたけど、その後取り下げたという案件です。条件的には8月総会の時と一切変わりがございません。取り下げられた理由ですけど、前回●●-●を含めて開発申請していたが、それを含めると接道要件に当てはまらないという事でした。ということで、今回●●-●を外して再度、許可申請をするというものです。今回の申請も前回と同様、周辺農地に関する部分は一切変更ありませんので、特に影響はないということで問題はないと考えております。以上です。
- (農地担当) 小西委員から何かありますでしょうか。
- (小西委員) 11番委員のとおりです。ご審議よろしく申し上げます。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで第1種農地と判断しており、例外許可規定として集落に接続して設置される施設ということで適用しております。

- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。97番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、97番は許可されました。

【受付番号98番】

- (農地担当) 続きまして98番、東阿曾の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。
- (5番委員) 周辺の状況ですが、東が畑、西が雑種地、南が畑、北が道路です。転用した場合の周辺への影響はないと思います。以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (3番委員) この案件は親族間での使用貸借ということになっておりまして、実家近くに家を建てれば農地の管理も可能ということで申請がありました。別段問題はないと考えております。詳しくは武田推進委員からお願いします。
- (農地担当) それでは、武田委員お願いします。
- (武田委員) 営農条件への影響ですが、用水については問題ないです。排水については柵を設置し既存の排水路へ接続をします。生活雑排水は、合併浄化槽にて処理し、既存水路に放流します。日照通風は問題ないです。境界部分については、ブロック擁壁を設置し、隣接地に流出しないようにします。いずれも問題ないと判断しました。ご審議をよろしくお願いします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (6番委員) この申請地は、すごく細長い土地ですけどこの細いところに家を建てるのでしょうか。
- (主査) 隣接地の雑種地と一体利用で建てるようになっております。
- (農地担当) 他にありますでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。98番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、98番は許可されました。

【議案第46号 農用地利用集積計画について】

(農地担当) 続きまして別紙になります。議案第46号、農用地利用集積計画について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(主査) **【議案第46号 農用地利用集積計画について朗読】**

(農地担当) まず、関係委員さんの10番委員に退席をお願いします。

【10番委員退席】 14時31分

(主査) **【議案第46号 農用地利用集積計画について説明】**

(農地担当) 事務局から説明のありました農用地利用集積計画についてですが、何かご質問がございましたら挙手で意見ををお願いします。

(農地担当) 特にございませんでしたら、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(委員) よろしい。

(農地担当) それでは、原案のとおり承認といたします。委員、入室してください。

【10番委員入室】 14時34分

【報告第34号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告事項に入ります。報告第34号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) **【報告第34号 報告書について朗読】**

【報告第35号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第35号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) **【報告第35号 報告書について朗読】**

【報告第36号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第36号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第36号 報告書について朗読】

【報告事項】

(農地担当) 21ページは、その他報告事項となっております。合意解約についてです。お目通しください。

(農地担当) 以上でございますが、本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することといたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同日許可とし許可書を交付いたします。本日の許可件数は、3条関係が4件、5条関係が13件でございました。また、農用地利用集積計画につきましては、原案通り承認といたしました。以上で、日程第3の農地案件につきましての審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

(会長) ありがとうございました。それでは、日程第4その他に入ります。委員の方から何かありますか。

(委員) なし。

(会長) ないようでしたら、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長代理) 【閉会挨拶】 以上でございます。今日はお疲れ様でございました。

閉会 午後2時46分